

理事・班長選出免除に関する内規

1. 健康上や高齢など相当の理由で理事の役務遂行が困難と考える一般会員は、理由や期間などを記入した所定用紙を現任理事に提出して理事免除を申請出来る。法人会員は理事を免除する。申請を受けた理事は、会長および当該地区の副会長と協議し、申請を受理するかどうかを決定する。
受理する場合は、会長と当該副会長は回覧などの手段で理事免除の事実のみをブロック内一般会員全員に通知する。
2. 健康上や高齢などで班長の役務遂行が困難と考える一般会員は、理由や期間などの必要事項を記入した所定用紙を現任班長に提出して班長免除を申請出来る。法人会員は班長を免除する。申請を受けた班長は、地区選出副会長と所属ブロックの理事と協議し、申請を受理するかどうかを決定する。
受理する場合は、当該副会長と理事は回覧などの手段で班長免除の事実のみを当該班の一般会員全員に通知する。
3. この内規の改廃手続は総務部が担当し、役員会において決議する。
4. この内規は、平成 25 年 4 月 21 日より実施する